

## 旧小倉合同庁舎等跡地の取得について（報告）

旧小倉合同庁舎等跡地について、次のとおり、財務省と契約手続きを行い、土地を取得するもの。

### 1. これまでの経緯

- 平成31年3月 福岡財務支局が地方公共団体等へ取得要望を照会  
令和元年6月 6月議会において取得意向を報告  
市が福岡財務支局に対し取得要望書を提出  
令和2年11月 国有財産九州地方審議会へ諮問  
令和2年12月 福岡財務支局が市と随意契約による売却を決定

### 2. 概要

- (1) 所在地（別紙1、2参照）  
小倉北区域内46番3外3筆  
(2) 面積  
9,635.07㎡  
(3) 地目  
宅地  
(4) 契約予定価格  
1,415,500,000円  
(5) 財源  
土地開発基金  
(6) 契約相手方  
財務省

### 3. 取得理由

当該地は、小倉都心部の重要な土地であり、これまで本市が行ってきたまちづくりと調和し、さらなる魅力あるまちづくりを目指すもの。

### 4. 取得予定時期

令和4年10月下旬

## 5. 福岡県への貸付

### (1) 概要

- ・令和4年5月9日付けで福岡県より県小倉総合庁舎の建替え事業のため、仮庁舎用地として敷地の北側（約4,600㎡）を令和6～10年度に借地させてもらいたいとの申し出があった。

#### 【参 考】

##### ■現在の県施設の概要

- ・県小倉総合庁舎（県税事務所、県民情報コーナー）
- ・県警車両基地

##### ■県の事業概要

###### ○事業内容

- ・老朽化に伴う県小倉総合庁舎及び県警察車両基地の建替え。
- ・建替え後には、暴力団対策の県警特捜班が新たに追加されるとともに、賃貸マンション等も整備予定。

###### ○事業期間：令和4～10年度

### (2) 県の事業に対する市の考え

- ・県が建替えを計画している県小倉総合庁舎が引き続きアクセスの良い現在の場所で再整備され、さらに暴力団対策の拠点強化されることは、市民の利便性、安全安心に大きく寄与するものである。
- ・建替えにあたり県が計画している民間ノウハウの活用は、居住人口を増加させ、新たな人の流れを生み出すなど、本市の課題解決につながり、小倉都心にさらなる賑わいの創出を期待するものである。
- ・県税事務所の市民サービス維持や警察機能の維持の観点から、仮移転先は近隣であることが条件であるが、当該地以外に仮庁舎敷地として適地がない。

以上の理由から、本市としても県の事業に協力することとし、申し出のとおり敷地の北側約4,600㎡を県へ貸付する。

## 6. 土地利用計画（別紙3 参照）

- ・小倉都心にさらなるにぎわいを創出する、「大規模なイベント広場」、「観光バス等の駐車場」及び「市民が憩い、交流するスペース」として整備。
- ・敷地の一部を県へ貸し付けるため、次のとおり2段階で整備を行う。

### （第1段階）

#### ○南側（約5,000㎡）

- ・令和5年度：建物解体設計、広場整備設計
- ・令和6年度：建物解体
- ・令和7年度：広場整備  
（「イベント広場」及び「市民が憩い、交流するスペース」）

#### ○北側（約4,600㎡）

- ・令和6～10年度：県に貸付し、県が仮庁舎を建設

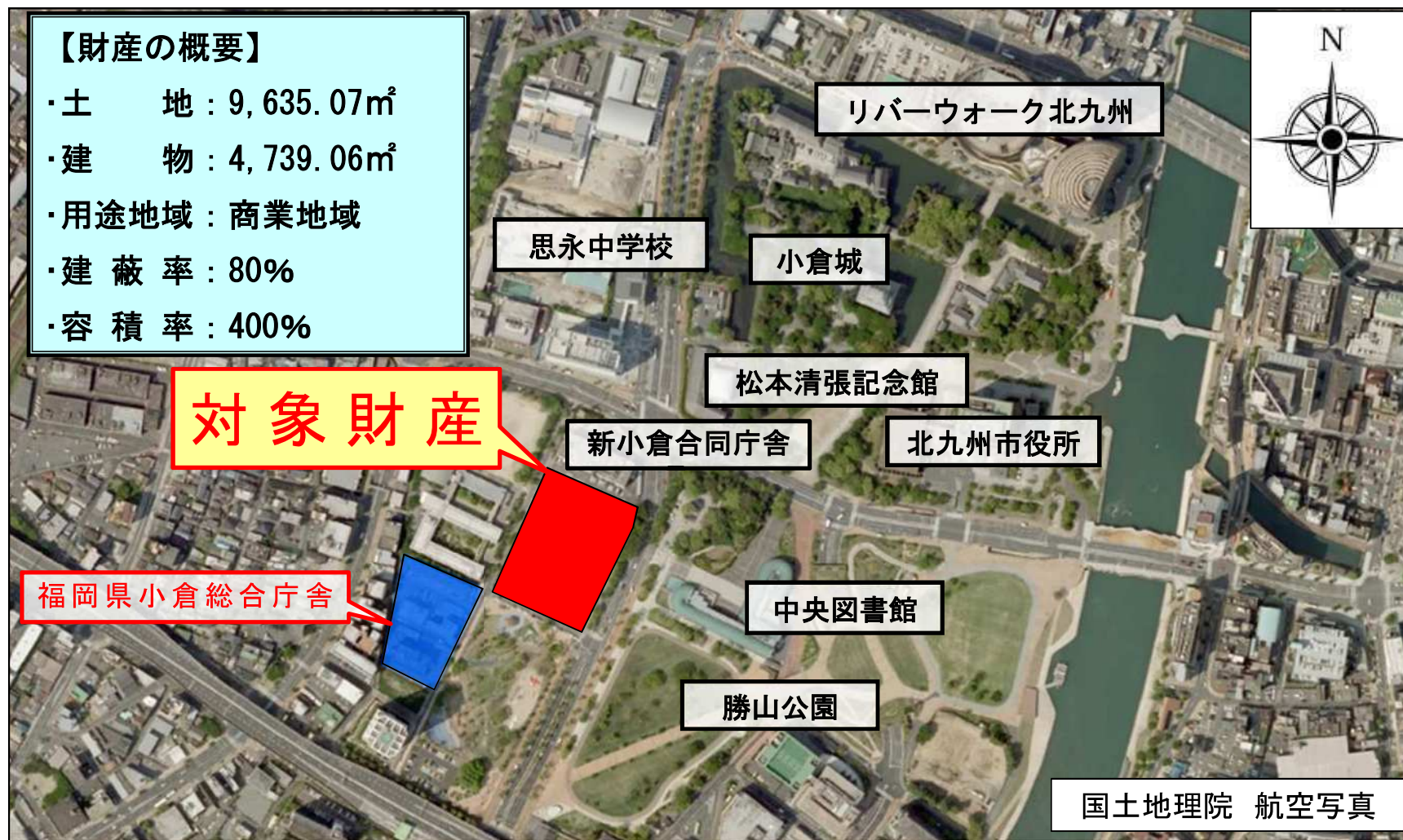
### （第2段階）

#### ○敷地全体（約9,600㎡）

- ・令和10年度：広場整備設計
- ・令和11年度：広場整備  
（「大規模イベント広場」、「市民が憩い、交流するスペース」及び「観光バス等駐車場」）

# 位置図

別紙1



# 現況写真

別紙2



# 土地利用計画

別紙3

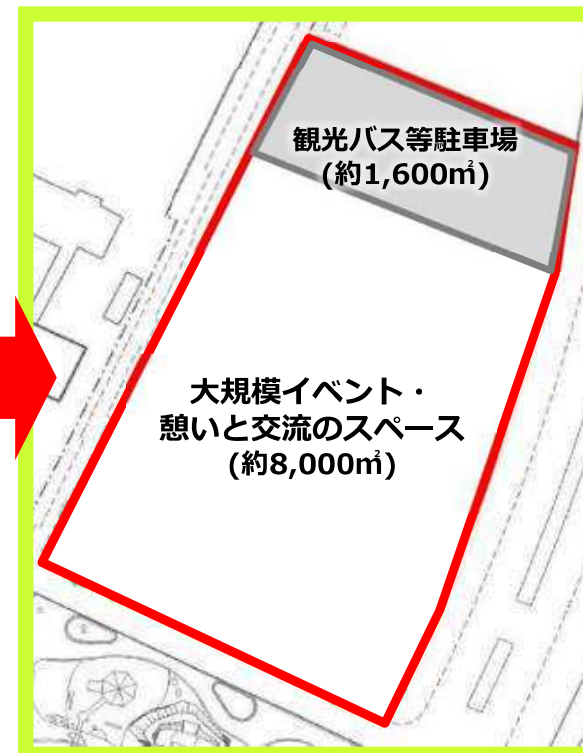
- ・福岡県へ一部貸付（約4,600㎡）を行うため、2段階で整備を行う。
- ・貸付時には、半面（約5,000㎡）を小倉都心にさらなるにぎわいを創出する「イベント広場」及び「市民が憩い、交流するスペース」として整備。
- ・貸付終了後には、「大規模イベント広場」、「市民が憩い、交流するスペース」及び「観光バス等駐車場」として整備。



①県への貸付期間中  
R6～10年度



②貸付終了後  
R11年度～



# スケジュール

別紙4

	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)	R12年度 (2030)
南側	★ 売買契約締結	建物解体設計 広場整備設計	建物解体	広場整備	広場供用				
北側							広場整備設計	広場整備	広場供用

